

広島県告示第四百八十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第四項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社恵	世羅郡世羅町大字 賀茂四〇四番地	三原市大和町蔵宗六五九番 ほか四七筆	六八、九七〇
農事組合法人蔵宗	三原市大和町蔵宗 一五四七番地二	三原市大和町蔵宗二九四番 ほか七九筆	〇 一一一、五〇
株式会社ハラダファー ム本多	安芸高田市高宮町 原田一六七九番地	安芸高田市高宮町原田字柳 ケ坪三六八七番一	二、〇〇二
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町大字 下津田一二四九番 地	世羅郡世羅町大字上津田字 宗石一一三三番一ほか二〇 筆	三一、〇五二

二 認可年月日

平成二十八年七月十九日